

(整理番号 2 4 1 3)

長野地方最低賃金審議会

第 2 回長野県はん用機械器具等製造業専門部会 議事録

令和 6 年 12 月 18 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 9 月 24 日 9 時 55 分 ~ 11 時 23 分 長野労働局 2 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 2 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正審議について 2 その他		
議 事 録			
開会			
岡田賃金室長			
<p>それでは定刻よりも早いですが皆様お揃いでございますので、これより長野地方最低賃金審議会長野県はん用機械等製造業最低賃金の第 2 回専門部会を開催いたします。まず本日の定足数の確認ですが、本日は委員 9 名中 8 名と 3 分の 2 以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本部会は有効に成立していることをご報告します。また、本日の専門部会は原則公開となっておりますが、事務局で傍聴人を募集したところ希望者はいなかったことを併せてご報告いたします。それではこれからの議事進行につきまして、吉村部会長よろしく願いいたします。</p>			
吉村部会長			
<p>おはようございます。皆様、大変早い時間からお忙しいところをお運びいただきましてありがとうございます。本日は、はん用機械器具等製造業特定最低賃金第 2 回専門部会ということで皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。前年度は、はん用機械は基幹産業ということで時間額 994 円となり、他の計量器等製造業の 983 円や各種商品小売業の 950 円に比べて最も高い時間額を計上しております。本日の第 2 回専門部会は、日程的に計量器等製造業の第 2 回よりも早く開催ということで、計量器部会の方々もかなり注目されているか</p>			

と思います。労使共にご審議いただきまして、双方の妥協できる額に持って行きたいと存じております。よろしく願いいたします。議事に入ります前に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日の専門部会は原則どおり公開としております。第3回以降の各専門部会につきましても原則公開とし、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等の場合は、委員の皆様の意見を聞きながら、部会長の判断により非公開とさせていただきます。それでは、本日の議事録確認委員を指名します。労働者代表委員は齋藤委員、使用者代表委員は中村委員をお願いいたします。

吉村部会長

それでは次第に沿って進めてまいります。議題1のはん用機械等最低賃金の改正審議についてですが、まず、昨年度の部会長報告書が資料3、会長名の答申文が資料4として配付されておりますのでご覧ください。部会長報告書及び答申文の別紙を見ていただくと、改正決定に関する項目として、1 適用する地域、2 適用する使用者、3 適用する労働者、4 前号の労働者に係る最低賃金額、5 この最低賃金において賃金に算入しないものとありますが、4の最低賃金額以外の事項については、昨年度と同様でよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

吉村部会長

それでは、異議がないようですので、金額以外の項目につきましては、昨年度と同様といたします。

それでは、早速、金額についての審議に入ります。初めに、労使双方から基本的な考え方を発表していただいて、審議を進めることにいたします。まず労働者側、次いで使用者側の順でご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

吉村部会長

では、労働者側代表委員から発表をお願いいたします。

櫻井委員

私から一言ご挨拶と基本的な考え方を述べさせていただきたいと思います。まず今年の審議についても、必要性ありということに導いていただきまして、ありがとうございました。ご案内のとおり県最賃が50円という過去最大の大幅な賃上げという結果になっている中で、このはん用機の特定最低賃金は現在994

円で、10月1日発効の県最賃に潜ってしまっている状況にある訳ですけれども、先ほど部会長からお話があったとおり、基幹産業であることには変わりがないわけでありまして、それから今日も資料をつけていただいておりますけれども、物価といったことも決して外におけないといえますか、考えずにはいられないという状況もありますし、少しずつですけど、やっぱりまだ上がり続けているということもありますので、そういうことからしたら、その辺も踏まえて、県最賃に対してやはり優位性を持ったものを考えていかななくてはならないということを経営的に考えております。それから、もう2回目ですから具体的な金額を申し上げてさせていただきます。今日は齋藤委員と2人で申し訳ないのですが、2人で話をしてきた結果、前回の資料の全国の地域別最低賃金いわゆる県最賃の関係ですが、加重平均で今1,055円です。やはり、特定最賃である以上その県最賃の加重平均1,055円を下回るようでは特定とは言えないかと判断をしております。結果としてまずはそこを目指したいということになります。1,055円に引き上げていきたいということですから、現在の994円からすると61円の引き上げということを、大きな金額ではありますが基本的な考え方として述べさせていただきます。

吉村部会長

ありがとうございました。県最賃が50円引き上げで998円ということで結審しておりますが、今、櫻井委員から具体的な金額の提示がございました。

次に使用者代表委員から発表をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

中村委員

それでは私から基本的な考え方ということで、説明させていただきます。県最賃の審議時に、労使でいろいろな意見交換をさせていただいたことと思っております。その中で繰り返し使用者側が言っていたことと同様のことになるとは思いますが、基本的に賃上げに対してはその方向に行くということで経営者は理解をしておりますが、そういう状況を全体的に見出すことが難しい。大企業から、中小企業、それから小規模企業の事業所がありますが、最低賃金の制度は、この全部に適用されるということですので、中小企業以下のところをしっかりと考えていただく必要があります。こういうことを基本に据えながら話をしたいと思っております。まず私どもで、四半期ごとに景況の調査をさせていただいております。特に製造業関係を調査していますが、特に人手不足は深刻だということは周知のとおりで、これに対して、県最賃の時には人件費を上げなければ他県に流出してしまうよということは理解をしますが、逆に、その人件費等によって、利益が圧迫されるというような現象が多いところでありまして、そういう中で、特に製造業関係では、原材料の高騰と製造経費の高騰が依然として続いている中で、価格転嫁が難しいということが総じて言われています。地

域別に紹介させていただくと、東信地域のある企業は、大手の方は賃上げには対応しているが、小規模になるほど対応できないというような話をしています。やはり、従業員が1人、2人のところまで、それを当てはめていくと中々難しい。それを価格転嫁しろと言われてもやはり難しいというのが現状であると思います。自動車関連が基幹作業であるといっても、下請け、孫向けが多くあり、そこが、2人、3人の従業員を抱えているわけで、これらの事業場にまで当てはめるのは非常に厳しい。特に組合がある大手とは全く違う状況であるということです。また、南信地域のある製造業では、仕入れコストの諸経費の値上がりに加えて、働き方改革のもとに、最低賃金を毎年我々にすれば異常なぐらいの上がり方をしている状況の中で、それを転嫁できる生産体制の見直しが進んでいないという状況です。当然のことだと思います。中小企業であっても相当難しいのに、小規模事業者はそこに手をつけることさえできないというような状況の中で考えていかななくてはいけないことをご斟酌いただきたい。また、景況感を見ると、全体的に年内には持ち直しの兆しというのはあまりない。日銀や経済研究所では、何となく横ばいだというような話をしていますが、これはあくまでも大企業を中心とした見方で、中小のサンプル数も少ないこともありますので、そういうところにも目を向けてもらいたい。特に、自動車関連に聞いてみると、業績が安定せず、中国関連、不正の問題がある中で非常に厳しい状況で、年内は厳しいだろうという声が高い。こういう中で県最賃が上がり、さらに特賃も上がるということは、大変厳しいと思います。また、北信の方では、原材料の価格転嫁はそれなりに良くなってきている。これは公正取引委員会の方針が示されているからと思いますが、電気代等の間接費は難しく、さらに難しいのが労務費、人件費だと思います。これは、全国の小規模の事業場に限って調査すると、非常に鮮明に出てきていて、小規模事業場の価格転嫁は、原材料費の14.5%ぐらいが転嫁できている、エネルギー関係は12%ぐらい、労務費は最もできていなくて、ほぼできてないという割合は4割で、むしろマイナスになっているというのが14%ぐらいという状況にもなっています。是非その小規模事業場を含めた企業のことを考えてもらう必要が最低賃金制度にはあるということです。これを長野県に当てはめてみると、先日、中央会が行った調査結果が出ていましたけれど、製造業関係は確かに価格転嫁ができており、この割合が7割程度となっていますが、その中身は、原材料費であり、自動車関連の事業場にヒアリングしてみると、原材料の単価が決まっているから、元請けと話をしやすいが、エネルギー費は証明できないというのです。さらに証明できないというのが労務費で、これはあなたたちでのごんてくださいと直ぐに言われてしまう厳しい状況です。さらに厳しいのが、交渉が1回で済まない。何回も何回も交渉して、1回上げてもらったと思ったら、また原材料費が上がるという状況の中で、何度も交渉する訳にはいかず、年に1回ぐらいしか交渉ができないという非常に厳しい状況です。実情は、後で山岸委員から説明いただきたいと思います。そのような中で、国の方では、助成金があるという話をさ

れますけれども、基本的にまずは相談だと、下請けGメンだと。また助成金について、どのくらい使われているかということ、非常に活用率が低く、小規模事業者のデータをみると、業務改善助成金は5%、比較的使われている小規模事業者持続化補助金でさえ20%ぐらいです。さらに低いのが、経済産業省で行っている中小企業省力化投資補助金で、これは、全国で50件だけです。今年度の補正予算対応となっていますが、成績を上げなければならないので協力してほしいみたいな話を聞くわけです。そういう話を聞くと、それでは全然環境整備が整ってないという状況であると思います。その中で最賃を上げ、さらに特賃を上げていくことは、かなり難しいのではないかとということが、基本的な考え方です。

吉村部会長

他にございますか。

山岸委員

今、中村委員から話をさせていただきましたが、友人関係の会社の状況も併せて少し話をさせていただきます。先ほど話があった景況感、様々な数値を見ると、何か自分の会社だけ取り残されているような感じもあつたりしますが、自動車メーカーにあっては、型式、不整備等の問題があつて、生産が一時停止したり、再開してもまた停止してしまつたり、自動車部品の生産に影響が出ています。また、建設機械関係につきましても、中国の景気悪化の影響で世界的に需要が下がり、在庫が多くなっている状況です。機械メーカーやその代理店担当者からは、補助金がないことも影響し、設備投資的な動きが鈍いという話を聞いております。賃上げは、基本的には賛成の立場なのですが、いかんせん、財源の原資をどのようにして出していかなければいけないかというのが悩ましいところで、また、価格転嫁につきましても、先ほど中村委員の発言のとおり、中々難しいところがあります。長野経済研究所の調査では、すべて転嫁されたという会社は4.5%で、8割から9割が26%と2つを足しても約3割程度ということで、その理由がコスト上昇の交渉をしてもあまり受け入れてもらえないとか、交渉するまでに時間がかかってしまっているということです。また、私自身も交渉にあたり、石油等エネルギーに係る購入関係等の資料を作成していますが、その資料作成に非常に時間と労力がかかっている状況です。ただし、そこまで行っても必ずしもすべて認めていただけるかどうか分からない状況です。当社の場合は、いろいろな物が上がっている中で、設備投資を少し延ばして償却を抑えて、これを労務費や人件費に回しているとか、これも一時的には対応できますが、古い設備をずっと使用していると将来の生産性等に影響が出てくるといふ懸念があります。また、ここにきて非常に物価が上がっているということで、自社においても昨年6月から運送費が15%か20%ぐらい上がっています。はん用機械とは直接関係がないのですが、運送業者の方から、運送業界

もピラミッド構成で元請けから2次、3次、4次の運送会社があって、それぞれでみんな中抜きをされてしまっているという話を聞きます。その他、金属部品加工に使用するドリル等の切削工具が、ここにきて15%から20%程度上昇していますし、従業員の食事の関係ですが、仕出し弁当がここ3年ぐらいで4回程度値上りしています。食事手当は出していますが、社員に負担が掛からないように、税理士と相談しているところです。賃金が上がることは良いことですが、そのための環境整備が必要で、いろいろな面での減税や給付等で対応をいただけたらと思います。以上です。

吉村部会長

他にございますか。

土井委員

土井でございます。よろしく申し上げます。私どもの会社は製造業ではなく、簡単に申しますとサービス業でございます。では、お前は何しにここに来ているのだという話になると思いますが、私どもの会社の業務といたしましては、英会話教室、一番大きな売り上げを占めているところが、製造業の会社等に向いて、社内の英会話教室をやらせていただいております。それから、もう一つは、海外との取引の契約書等の翻訳、通訳、それから海外の方の雇用に関する社内規定や契約書の翻訳等をさせていただいております。海外と取引が非常に多い長野県内の製造業の会社から仕事を頂戴している状態でございます。そんな中で、昨年、製造業2社から契約解除をされてしまいました。英会話教室は、会社に伺いまして、就業時間の終了後に会議室をお借りして、業務に関する英会話の上達を目指して訓練をさせていただいておりましたが、解約にあたり、その理由をお伺いしましたところ、あまりにも原材料費が高騰し、これによって社内の教育は、一定レベルまでに上達していれば、あとは個人の意識の問題かなということが責任者からの回答でした。2社お得意様が無くなるということは、私どものような小さな会社にとりましては、大打撃でございました。ですから、私どもの反省すべきところもありましたが、よくよく聞いてみましたら、先ほど申し上げましたように、原材料費の高騰が背景にあり、今年また契約している残りの会社の人件費が上がってしまうということは、私どものような外注を切らざるを得ない。ましてや、それが直接的な製造に関わってくるのではない内容の英会話教室は、後手後手にされてしまうのだらうかと想像をしています。だとしたら、この先、お得意様にいつ切られてしまうのだらうと悲しんでいるわけにもいきませんし、私どもも賃上げをしなければなりませんので、昨年4月に賃上げをいたしました。その後、政府も下請けが価格転嫁できるよう交渉のテーブルにつくとラジオ等であって言っているので、現在、勇気を出して、その2社と交渉中でございますが、非常に厳しい状況です。どんな資料が必要かということをお願いしているところですが、私どもの

下請けに対する価格を上げていただくのも、当然資料を作る必要があります、先ほど、山岸委員からの発言もありましたが、ものすごい労力が必要となりますが、私どもはやらざるを得ない、もちろん私どもの従業員を守らなければいけない、会社を守らなければいけないというところからの発想でございます。ですから、また切られてしまったらどうしようというふうに怯えながら、なんとかやっておりますけれども、最低賃金の上げ率と同じようには上がらない。最低賃金は、ここ 10 年間で 700 円台から 900 円台になっていますが、その割合で上げていただければと思っていたのですが、ちょっとその半分もいかないというところが、今の私の悩みでございます。そして、助成金については、私どものような小さな会社は資料を作るのに、私は徹夜でやるしかありません。さらに、この資料作成が非常に難しいですね。まずストーリーを作って、そのストーリーにある具体的な数字を分かるように記入する必要があります。私は、嫌いじゃないので頑張ったと思うのですが、自身も現場で製造している工場の社長さん、従業員さん、一刻も早く納品しなければという方々にできるわけがないのではないかなというふうに思いますので、その辺もご配慮いただきまして、皆さんで考えていただきたいと思います。以上でございます。

吉村部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいま労使双方から基本的な考え方の発表がございましたけれども、これについて質問・御意見等々ありましたらお願いいたします。

(「なし」を確認)

吉村部会長

それでは先ほど既に労働者側から、具体的な金額についてのご提示がありましたけれども、現時点の具体的な金額について、改めてそれぞれからご提示をお願いしたいと思いますが、本日の部会は原則公開でありますので、金額提示とその後の意見交換の公開、非公開について、皆さんにお諮りしたいと思います。

(労使委員から「公開可」を確認)

それでは、皆さんのご意見を踏まえまして、金額の提示とそれに関する意見交換は公開といたします。非公開の個別協議が必要な場合は、申し出てください。先ほどすでに具体的な金額をご提示になりましたけれども、労働者代表委員から、金額の提示を改めてお願いしたいと思います。

櫻井委員

先ほど、かなり具体的なことを申し上げてしまったところで、逆に環境的なところは、今、使側の皆さんから、かなりお話をいただいたところで、どうもありがとうございました。厳しい様子は分かったところでありますが、1つ申し上げておきたいのは、県最賃の論議では、末端のところまで考えていかないということではありますが、このはん用機の特定期最低賃金は、この地域にとって重要な産業であるということで、そこで働いている皆さんの賃金を引き上げることによって、できる限り優秀な皆さんに集まっていただくとか、リーディング的な位置を務めてもらうということがメインであると思います。それからすると、末端まで目を向けることは大事なことですけれども、そこよりははん用機に携わっている皆さんのことをどう考えていくかということに主眼を置いていただくとありがたいと思います。その上で、先ほど申し上げましたとおり、全国の地域別最低賃金の加重平均が1,055円ということになっていますので、やはり特定期最賃を名乗る以上は、そこを超えていくべきだろう、あるいは並んでいくべきだろうと思いますので、繰り返しになりますが、61円を引き上げて1,055円に持っていきたいというのが、労働者側の基本的な主張、あるいは、具体的な主張であります。

吉村部会長

61円引き上げて1,055円ということですね。それでは、使用者側の金額をお示しいただければと思います。

中村委員

それでは、県最賃の時にも言いましたけれども、根拠のある数字ということで提示させていただきますが、全国の賃金上昇率の数字を使わせていただくということで、長野県はBランク、製造業で着目してこの数字を拾ってくると2.5%増ということで、1,019円プラス25円ということになりますけれども、これがギリギリではないかという考えです。これが、具体的な金額の提示です。

吉村部会長

25円引き上げて1,019円ということですね。

櫻井委員

よろしいでしょうか。今、中村委員からご発言いただいた2.5%の引き上げということなのですが、どこから導いた数字なのでしょう。今年度の賃金改定状況調査の第4表からでしょうか。

中村委員

そのとおりです。逆に、質問をさせていただきますが、全国の加重平均1,055円ですけれども、全体的に見ると、ちょっと突出したような県があったりするの

ですが、全体的には高めな結果が出ていて、それは人材確保からきているのではないかと思いますが、そういった一部突出したところもあったり、特有なところもあったりしますが、そこをどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

櫻井委員

地域別最低賃金の審議を振り返ってみますと、徳島県の84円が特に飛び抜けていて、10%ぐらいの引き上げ率になっているのですが、それで上げたとしても980円です。私の立場で言っているのかですけど、中央段階でA・B・Cとランク分けしていますが、そこに持ってきてCランクをもっと高い数字にして、Aランクを低い数字に設定していれば、地域間格差は狭まっていくわけですけど、そうではない状況でしたので、そういうことからすると、地域でどうやって判断するかだと思います。その意味で、徳島県は896円と800円台だったということで、これでは埋もれていってしまうということですし、今、全国的に人材不足ということで、人の奪い合いという中では、県内になるべく留まってもらいたいという思いがあって、そういう結果につながったということで、これは決して労側の主張だけで通る内容ではないので、多分、使側の皆さんは反対だったと思いますが、公益の皆さんの理解をいただいたということだと思います。また、人手不足のことで申し上げますと、最近のニュースでも報道されているように、今、日本は安くなっているから、海外に行ってアルバイトをやった方がいいぞ、海外の方が最賃は高いぞということで、若い皆さんが海外へ行っており、かつて東南アジアの皆さんが日本に来ていたことと同じような現象が出ている状況です。少子化で人手不足の中で、当てにしている若い世代の皆さんがそのようなことにもなっている側面もあるわけですので、これからすると、なんとかして全体を引き上げていかなければいけないということから、それぞれの県、徳島を中心として高めに出してきたということは、そういうことだったのかなと見ております。また、少し付随したところを申し上げますと、地域別最低賃金では、影響率を見ると長野県は下から2番目の17.4%だったのです。山梨県が16.6%という状況で、50円という目安額どおりの判断をしたのですが、各県ともほぼ影響率が20%超えです。平均でいくと23%ぐらいになっていますが、その辺の覚悟も決めていかないといけない時代になっていくのかなと思います。ですから、本当に各県で判断していくのがつらいことで、地域別最低賃金の審議の終わりの時も少し述べさせていただいたけれども、やはり地域間格差ということを経営の皆さんに委ねるのではなくて、国として決めてもらうのがあるべき姿ではないかという気もしています。少し話がそれましたけれど、そのような所見を持っています。

齋藤委員

先ほど皆さんからいろいろとご事情はお聞きしました。私も特定最低賃金と

いうものは、周りを見るものだと思っています。私は、自動車関連製造業出身でございますが、特に県内を見るのではなくて、やはり隣県がどうなのかっていうことをしっかりと見ていかないと、これからはなかなか難しいと思っています。私どもも人手不足に非常に悩んでおりまして、かなり深刻な状態です。自動車の中でも、私ども内燃機関と言いまして、エンジン関係の部品を製造している。一応、ティアワンの会社なのですが、今、EVというものが台頭してしまして、自動車というのは、大体2万点から2万5千点の部品で出来上がっているものですが、それが電気自動車になると約半分ぐらいになると見えています。ということは、今、納入している会社の半分が潰れるっていうことになります。また、今、特に高校生の就職が厳しい、自動車業界は嫌だということで、自動車トップメーカーでさえも、とにかく人が採れない。また、入社したとしても平均9か月ぐらいで辞めてしまうということです。こういう中で、外国の方々の力を借りないとできないのですが、私どもも技能実習関係のシステムを30年ぐらい前に中国の会社と協力して作ってきたのですが、これが来年で破綻します。中国の方は、日本は安いから日本で働くより別の国、特にタイとかで働いた方がいいということでそのシステムが成り立たなくなりましたので、この事業協同組合が解散することになりました。

こういうことを見ても、少し日本は全体的に安すぎる。安くていいものを作るという理念がありますが、もうそういう時代ではないと、ものづくりに責任を持つためにもお金は必要だと思います。また、近隣県と比べて引き上げていかないと、他県に流出してしまいます。もうすでに県内の就労者は200万人を切っているわけです。いろいろな理由があると思いますが、関東に近いということで、埼玉県と長野県、どちらで働くかを選択する場合、最低賃金はどちらが高いですかということになる。また、特に外国の方々は、大陸出身なので、距離感が我々とは違う。失礼な言い方ですけども、1円や10円高ければ、日本国内なら別に遠い距離じゃないということで、すぐに高い方に行ってしまう。外国の方々もかなり流出が激しくて、それも苦慮しています。そのような状況を見ても、ある程度の金額は、この特質では必要ではないかなと思っています。以上です。

中村委員

人材確保は本当に深刻で、人手の問題は本当にそのとおりだと思います。特に製造業に限ったものではなく、建設業やサービス業等を含めて全業種で、さらに地域に限ったことではなく、全国的な問題でもあります。高校生について、教育委員会の方から話を聞くと、自動車関連に限らず製造業全般に人気がないということで、職業高校にはあまり行かない状況のようです。また、県が人口減少の社会をどうしていくのかということで、若者や女性にヒアリングを盛んに行っていますが、製造業はなりたいたい職業ではないというのが、そもそもの問題、課題であります。これは長野県全体として、企業がどうあるべきかという

ことも含めて考えるということなので、最低賃金については、これに影響があると思いますが、全てではないと思います。中国や外国との関係について、確かに日本と比べて高いほうに行くよという流動はあると思いますが、これは経済力、GDP とのそういった問題で、日本全体が下がってきています。経済をいかに回復させるかという問題にもなってくると思いますので、これと最低賃金制度は、要素ではあるがイコールではないので、両方を総合的に見ていく必要があります。当然のことながら、これをどうやって上げていくのかというと、やっぱり体力をつけないといけない。そのような中で、特定最低賃金の引き上げ額について、その地域の実情、また他県と見比べながら、どの辺が適正かということをおもひで考えていかないとはいけません。

櫻井委員

今、実情という話がありましたので、関連した発言をしたいと思いますが、使用者側の方からは、第4表の2.6%をベースとして25円の引き上げという話がありましたが、はん用機械関係の現場の実情ということですが、時間給で働いている人たちは主にパートということになるかと思うのですが、パートの平均時間給について、前回第1回部会資料 9 - 2 の27ページ、はん用機械等製造業における就業形態がパートの平均が出ているものですが、これを見ると、男女計の平均時間給が1,064円で、男性が1,150円で、女性が1,053円となっています。これを、私たちの主張する1,055円と比較すると、平均では超えていますし、女性だけをみても、2円の差でしかないという実態にあるわけですので、先ほどからお伝えしているとおり、その優位性を考えた時には、1,055円であったとしても、現場に即した内容と言えるということをお主張させていただきたいと思います。関連して、同日配付の資料 10 のパート労働者の募集賃金平均額ですが、Bランクの長野県は、平成元年で1,000円となっていますが、最新の令和6年4月では、1,109円となっています。また、この資料の裏面に募集賃金下限額が載っていますが、長野県は1,058円となっています。そういうことからしても、現場でもらっている時給ベースの金額は、既に私たちが主張する1,055円を、平均額でも下限でも超えていることからすると、61円の引き上げというのは、大きな金額といえそうですね。現場に即した内容からすると決して高い数字ではなく、現場ではそれ以上で働いているということだと思しますので、使用者側からは25円引き上げという話があったのですが、これでは、全然現場に即していない金額であるということをお労働者側から主張させていただきます。

中村委員

今、話があった資料 9 - 2 はん用機械等製造業における就業形態がパートの総括表から、私たち使用者側が主張する1,019円をみると、7割ぐらいの方をカバーするということになりませんが、かなり企業側が無理をしているという

のが実態だと思います。関係者から話を聞いてみると、企業側がその利益を削って出しているという状況で、これが1回や2回であればまだしも、ずっと続くとなると、小さな事業場は賃金を支払えるかということになります。最低賃金なので、支払わなければ、法違反で処罰しますとか名前を公表しますと言われては大変厳しいと思います。賃金を上げることは必要なことではありますが、そのようなことも考えていただきたいと思います。

櫻井委員

資料 9 - 2 の3 ページ、はん用機械等の未満率、影響率を見ると、使用者側が主張する 1,019 円、25 円の引き上げた場合の影響率は 11.0%、一方、私たちが主張する 1,055 円、61 円引き上げた場合 12.5%です。1.5%の開きしかない状況で、このために現場の数字とかなり乖離した数字を出していくのか、これを当部会で判断するということからすると、私は現場に即した方で判断していいと思います。また、先ほど申し上げたとおり、長野県最低賃金の影響率は 17.4%で全国ワースト2であり、全国平均は2割を超えている状況でありました。現在審議しているはん用機械の影響率は、私たちが主張している 1,055 円、61 円を引き上げたとしても、12.5%しか影響しないということですので、人を確保するために無理をして出しているということも事実と思いますが、影響するところが10%の前半で、労使の主張で1.5%しか違わないし、先ほど申し上げたパートの平均額や下限値募集額等と比較しても私たちの主張の方が近いという状況なので、私たちの主張を理解いただきたいと思います。

中村委員

現場に即しての主張だと思いますが、最低賃金は最低賃金制度に関する法律なので、そこを考えてほしいです。これを守らなければ罰せられるということは厳しいところだと主張しているのです。

櫻井委員

その論法からいきますと影響率はゼロじゃないと上手くないみたいにも聞こえるのですが、使用者側の皆さんが少しご奮闘いただいて、自分ところの企業をもう少しなんとかしようじゃないかという基準を作るということで考えてみていただけるといいのかなという気がします。確かに、最低賃金、特定最低賃金以下で雇っていたら法律に抵触して良くないことですが、それをどの程度の皆さんに頑張ってもらいたいか、それが11%、12%程度なのですね。100社あれば11社、12社ということなのです。私の立場で言うことは良くないと思いますが、今のこの人手不足の人の取り合いの状況の中で、そのところについていけなかったら、斎藤委員の発言にあった時代の大きな変化についていけないのではないかという気がします。この制度は、この10%程度の皆さんに、光を当てる制度かということそうではないと思うので、特に特定最賃の方

は、基幹産業であるその地域を代表する産業を盛り立てていって、そこに優秀な人も取り入れていこうじゃないかということで、計量器やはん用機械とか長野県は製造業の県でもありますので、そこは重要なところかと思います。言い方があまり適切ではありませんが、下を見るよりはもう少し上を見て、将来的にどうしていくのかということで考えていただけた方がありがたいと思います。

中村委員

基本的なことになりますが、この影響率というのは、算出根拠が企業数ではなくて労働者数です。大企業数と小規模事業場数とは数が違うということで、大企業数は全国で1割程度です。9割は中小企業、小規模事業場は6割です。この数は、全産業の状況で、この内製造業の数字は今分かりませんが、製造業は、2人、3人を雇っている孫請けまでということになるので、そういう事業場もしっかりと見てもらいたい、大企業の理論だけで、話を押し進めないでほしいということです。

櫻井委員

それにしましても、影響率11%、12%の話で、これをどう見ていくかなという議論で、金額的には開きがありますが、影響率では僅差であります。また、価格転嫁の話もありましたが、最低賃金がこうなりましたのでこうなりますということで、取引先、親企業と価格交渉をする際に最大のエビデンスになっていく側面もあると思います。

中村委員

価格転嫁について関係者から聞いてみると、原材料関係はエビデンスがしっかりしているのでいいですが、コスト、労務費は難しい。特に、労務費にあっては、それは企業努力ですと言われてしまいます。

櫻井委員

確かに以前はそうでした。私たちの組織であるJAMは、中小企業の皆さんの集まりで、部品製造業者が圧倒的に多いのですが、価格転嫁ができないと企業の存続ができないということで、関係する議員の皆さんの協力をいただきながら、かなり力を入れてきたところです。その中で非常に大きな動きだったのは、昨年11月29日に公正取引委員会から、労務費の価格転嫁のための価格交渉に関する指針が出されたことです。この指針には、必ず労務費を価格転嫁しなさいとまでは書いていないのですが、きちんと価格交渉に応じてくださいということが定められており、これがきちんと運用できなかった場合は厳格な処分をしますということも盛り込まれており、この指針が出たおかげで、一気に価格転嫁の交渉が進んだことは確かです。ただし、実際に交渉に持っていくとなかなか厳しいということもあります。この交渉の中で、一定の根拠が求められ、

この際、自社の賃上げ妥結結果等を示すよりも、この県の最低賃金、特定最賃の方が非常に有効でありますし、そのようなことがその指針の中にも書かれています。この価格転嫁がうまく進まないとする、そこをさらに改善して、これを全体で認め合っていくことも必要と思います。

中村委員

確かにいま話のあった指針が出て、これによって雰囲気が変わってきたことは確かなのですが、この指針は出たばかりでまだ浸透していないことと、もう一つは、その理解がまだまだ十分でないという状況です。また、その交渉に一定の時間がかかるということです。交渉のために資料を作成する必要もあり、交渉までの間のお金は全部企業努力ということもあります。その間に背に腹は代えられなくなってくると、そこまで出せるかという体力もあると思いますが、小規模事業者ほど難しい状況にあります。ですから、例えば今、話に行くとすると話が決まる数か月先の給料まで自社で見なければならぬし、交渉が長引くことも考えられます。そのようなことも、考えていく必要があります。

櫻井委員

今の話のとおり、確かに上がりましたといって、すぐに話を聞いてもらえるわけじゃなく、年1回で行っている企業も結構多いと思います。そうすると話があったとおり、この間の給与等は確かに持ち出しになってしまいますね。

中村委員

確かに、櫻井委員の話のとおり、一昔前とは違い、雰囲気作りは徐々にできてきていると思いますが、もう少し世論形成をしていく必要があると思いますし、課題に対し有効な施策があって、これが噛み合わない結果をだすことが中々難しいと思います。

吉村部会長

これまでの話を聞いていて、提示金額の開きは非常に大きいですけど、認識についてはお互いに近く、痛いところがよく分かっているという感じがします。他に意見はございますか。

山岸委員

先ほどから話が出ているとおり、昨年11月29日の労務費の価格転嫁の指針が出てから潮目が変わったという実感はしてはいますが、私は公正取引委員会から下請けの改善委員を委嘱されていますが、他地区の委員の話ですと、先般、ニュースにもなったのですが、自動車メーカーが下請けの中小企業に対して、例えば、金型や治具等を預らせていて、中小企業の資金繰りにも影響してくると思います。また、金型や治具等も結構高価なものであり、どの企業も苦勞

されていることを実感しています。その会社の中でも従業員 30 人以下、20 人以下の企業ですと、労働分配率が 70%ぐらいとなりますので、繰り返しのなってしまうのですが、財源の原資を生み出すのが本当に大変です。

齋藤委員

私たちが主張する金額の考え方は一切ブレるつもりはありません。確かに金額としては 61 円上がるという数字なのですが、1,055 円で生活するに、これが本当に事足りる金額なのかということです。皆さんのところの従業員の方々を今の金額 994 円で働かせて、その人たちはそれで生活できていけるのですかというところで、この金額では足りないことは分かっているはずではありますので、特定最低賃金というのは、やはりある程度そのローアを見る線だと私は思っています。この金額というのは、この金額にしなきゃいけないのではなく、ここはもうギリギリだよっていうところであって、ここにしようとかここまで目指そうとか、こういう金額ではないと思いますし、それを隣県と比べられる存在にならないといけない金額であると思います。それが地域の基幹産業である最低賃金であると思いますので、地域別最低賃金とはちょっと意味合いが違うのではないかと、私は非常に思っています。そこで、近県の状況等から判断して、私たちの主張は、結果的に 61 円プラスの 1,055 円というわけです。以上です。

吉村部会長

それでは、先ほども申し上げたとおり、金額はかなり開いていますけれど、状況認識は非常に近いものがあるという印象を受けました。早期に結審ができるのではと、期待をさせていただきます。それでは、本日、労使双方から提示された金額を確認しますが、労働者側が 61 円引き上げの 1,055 円。使用者側が 25 円引き上げの 1,019 円ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

それではご提示いただいた金額にはまだかなりの開きがありますので、労使双方、相手側の金額とご主張の内容について、次回の専門部会までにご検討をいただき、その結果を次回の専門部会でご発表をいただきたいと思います。その上で、労使双方の皆様には、全会一致による結審に向けて最善を尽くしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議題 2 その他について、事務局から何かございますか。

岡田賃金室長

事務局から、改めて今後の日程について確認させていただきます。次回第 3 回は 10 月 11 日金曜日午前 10 時から労働局 2 階会議室で開催いたします。ま

た、予備日の第4回も、同日の午後3時から、同じ場所の労働局2階会議室で開催させていただく予定です。委員の皆様には、ご負担をお掛けすることになります。ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

吉村部会長

その他、労働者代表委員から何かありますか。

(「意見なし」を確認)

吉村部会長

使用者代表委員から何かありますか。

(「意見なし」を確認)

吉村部会長

ありがとうございました。それでは、本日は以上をもって閉会といたします。お疲れ様でした。

閉 会